

臨時閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年10月9日（水） 9：01～9：08

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
牧 原 秀 樹 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
小 里 泰 弘 国務大臣（農林水産大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、臨時閣議を開催いたします。

まず、内閣総理大臣から、御発言がございました。

○石破内閣総理大臣：私は、このたび、衆議院を解散することを決意いたしました。

我が国は大きな時代の変化に直面しています。私の内閣では、現実的な国益を踏まえた外交、防衛力の抜本的強化、子育て支援、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現、人命最優先の防災立国の構築、地方創生の再起動、教育改革や女性活躍など、安全安心で豊かな日本を再構築するための施策を推進する考えです。

そして、これらの重要施策を力強く進めるためには、何よりも国民の皆様への信頼が欠かせません。「納得と共感」を得られる政治を進める第一歩として、ここに衆議院の解散を断行し、国民の信を問うことといたしました。

どのような日本の未来を創るのか、日本の未来をどう守り抜いていくのか、国民の皆様にご選択いただきたいと思います。

「すべての人に安心と安全を」この強い決意の下、「ルールを守る」、「日本を守る」、「国民を守る」、「地方を守る」、「若者・女性の機会を守る」、これらの5本の柱で、国民の皆様とともに、日本の未来を創り、日本の未来を守り抜きます。

各位におかれては、新内閣が発足するまでは国政に遺漏のないよう、万全を尽くしていただきますようお願いいたします。

○林国務大臣：次に、衆議院の解散について、橋副長官から御説明申し上げます。

○橋内閣官房副長官：件名外案件として、「衆議院解散」について、御決定をお願いいたします。本件は、「日本国憲法第7条により、衆議院を解散する。」との詔書案、詔書が発せられた旨を衆議院議長にお伝えする伝達書案、及び、この旨を参議院議長にお知らせする通知案を一括して御決定いただくものであります。解散詔書は、閣議決定後、上奏して御名・御璽をいただき、内閣総理大臣に副署願うものであります。その後、本日の衆議院本会議において、これが発せられた旨を衆議院議長に伝達するとともに、参議院議長にこの旨を通知することといたします。なお、本件につきましては、衆議院議長への伝達まで不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。

○林国務大臣：それでは、衆議院解散の閣議書をお回しいたしますので、御署名願います。

次に、私から、臨時閣議の開催について、申し上げます。本日、衆議院が解散された場合、午後4時15分から、臨時閣議を総理大臣官邸において開催いたしますので、あらかじめお含みおき願います。なお、本件につきましては、衆議院の解散まで不公表扱いといたしますので、よろしく願います。

これをもちまして、臨時閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

[別 添]

臨時閣議案件
件名外案件

(令和6年
10月9日)

(水)

◎一般案件

資料なし ○衆議院解散について（決定）

（内閣官房）

[○署名あり ☆署名なし]